



令和 8 年 7 月吉日

お客さま各位

蒲郡信用金庫

手形・小切手の電子化対応における各種預金規定改正のお知らせ

平素は蒲郡信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、当金庫では政府の方針に基づき、「手形・小切手の全面的な電子化対応」に向けた取組みにもとづき、下記のとおり各種預金規定を改正いたします。

なお、本規定はすでに該当のお取引をいただいているお客さまにも適用されます。

規定の全文につきましては、当金庫ホームページ「規定集」からご確認いただけます。

記

1. 改正日

2026年（令和8年）8月31日（月）

2. 改正となる規定

- （1）当座勘定規定（一般用）
- （2）当座勘定規定（専用約束手形口用）
- （3）普通預金（決済用普通預金を含む）規定
- （4）貯蓄預金規定
- （5）納税準備預金規定
- （6）通知預金規定
- （7）定期預金共通規定
- （8）定期積金規定

3. 改正内容

下記の実施内容にもとづき、別紙の新旧対照表のとおり改正いたします。

- （1）手形・小切手の振出期限の設定
- （2）他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了

以上

承認番号 08-94

新旧対照表

新

旧

1/4

【 当座勘定規定（一般用） 】

1.（当座勘定への受入れ）

（１）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券でただちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。ただし、令和９年１月１日以降は他行を支払人および支払場所とする手形又は小切手は受入れません。

7.（手形、小切手の支払等）

（１）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、手形を令和８年９月３０日を超えて振り出した場合および小切手を令和８年１２月３１日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。

8.（手形、小切手用紙）

（１）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用し、手形は令和８年９月３０日、小切手は令和８年１２月３１日までに振り出して
ください。

（２）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ令和８年９月３０日までに振り出された手形であることを確認してください。

17.（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）

（１）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。

もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができます。なお、令和８年９月３０日を超えて振り出された手形および令和８年１２月３１日を超えて振り出された小切手、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるも

【 当座勘定規定（一般用） 】

1.（当座勘定への受入れ）

（１）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券でただちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。[\(追加\)](#)

7.（手形、小切手の支払等）

（１）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。[\(追加\)](#)

8.（手形、小切手用紙）

（１）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用し[てください。](#)[\(追加\)](#)

（２）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること[\(追加\)](#)を確認してください。

17.（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）

（１）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を[できるかぎり](#)記載してください。

もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができます。[\(追加\)](#)

新旧対照表

新

旧

2/4

<u>のとします。</u> 18.（線引小切手の取扱い） （１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年12月31日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> 小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>ただし、令和8年12月31日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 為替手形用法 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。	18.（線引小切手の取扱い） （１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。(追加) 小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。(追加) 約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 為替手形用法 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
【 当座勘定規定（専用約束手形口用） 】 1.（当座勘定への受入れ） （１）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券でただちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。<u>ただし、令和9年1月1日以降は他行を支払人</u>	【 当座勘定規定（専用約束手形口用） 】 1.（当座勘定への受入れ） （１）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券でただちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。(追加)

新旧対照表

新

旧

3/4

<u>および支払場所とする手形又は小切手は受入れません。</u> 7.（手形の支払） （１）この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。<u>なお、手形を令和８年９月３０日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 8.（手形用紙） （１）当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用し、<u>手形は令和８年９月３０日までに振り出してください。</u> 15.（振出日、受取人記載もれの手形） （１）専用約束手形を振出す場合には、手形要件を記載してください。 もし、振出日または受取人の記載のない専用約束手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、令和８年９月３０日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>	7.（手形の支払） （１）この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。(追加) 8.（手形用紙） （１）当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。(追加) 15.（振出日、受取人記載もれの手形） （１）専用約束手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。 もし、振出日または受取人の記載のない専用約束手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。(追加)
【「普通預金（決済用普通預金を含む）規定」】 2.（証券類の受入れ） （１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証、その他の証券でただちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、令和９年１月１日以降は他行を支払人および支払場所とする手形又は小切手は受入れません。</u>	【「普通預金（決済用普通預金を含む）規定」】 2.（証券類の受入れ） （１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証、その他の証券でただちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。(追加)
【「貯蓄預金規定」】 2.（証券類の受入れ） （１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証、その他の証券でただちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、令和９年１月１日以降は他行を</u>	【「貯蓄預金規定」】 2.（証券類の受入れ） （１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証、その他の証券でただちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。(追加)

新旧対照表

新

旧

4/4

<u>支払人および支払場所とする手形又は小切手は受入れません。</u> 【「納税準備預金規定」】 2.（証券類の受入れ） （１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証、その他の証券でただちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、令和９年１月１日以降は他行を支払人および支払場所とする手形又は小切手は受入れません。</u>	【「納税準備預金規定」】 2.（証券類の受入れ） （１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証、その他の証券でただちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。(追加)
【「通知預金規定」】 3.（証券類の受入れ） （１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、令和９年１月１日以降は他行を支払人および支払場所とする手形又は小切手は受入れません。</u>	【「通知預金規定」】 3.（証券類の受入れ） （１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。(追加)
【「定期預金共通規定」】 2.（証券類の受入れ） （１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、令和９年１月１日以降は他行を支払人および支払場所とする手形又は小切手は受入れません。</u>	【「定期預金共通規定」】 2.（証券類の受入れ） （１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。(追加)
【「定期積金規定」】 2.（証券類の受入れ） （１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<u>ただし、令和９年１月１日以降は他行を支払人および支払場所とする手形又は小切手は受入れません。</u>	【「定期積金規定」】 2.（証券類の受入れ） （１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。(追加)